

成原先生報告「生成AIの時代におけるメディアの役割」 に対する若干のコメント

東京大学大学院情報学環
酒井麻千子

1. 生成AIの学習行為と著作権法30条の4ただし書（スライド35-36）

(1) アイデアの類似と事実の類似

・「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」（同法10条2項）
→新聞記事等については、事実の取捨選択・取り上げ方・表現等に関する記者の工夫があることにより著作物性が認められるが、単なる事実のみが類似するにとどまる場合は、著作物の利用には該当しないと考えられる

cf. どの程度の利用か：Infopaq International A/S v Danske Dagblades Forening (Case C-5/08) EU:C:2009:465 (2009年7月16日先決裁定) 検索ワード前後5 wordsを含む11 words

cf. 不法行為該当性は別途検討の余地あり：YOL 見出し事件控訴審（知財高判平成17年10月6日平成17(ネ)10049）

- 情報の収集・処理に費やした労力の回収という視点
- 違法性の認定

(2) 「当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」

・ウェブサイトを通じ無料で記事提供+データベースの著作物から容易に情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できるAPIを有償提供する場合（「考え方」25頁）
→多くの新聞社は新聞記事のテキストデータサービスを提供しているのでこれに該当？

2. 市場における対価還元促進（スライド26-27, 38）

・還元すべき「対価」の決定の問題

学習のために新聞記事等の著作物を複製等する場面と、生成・出力段階で学習済み著作物の複製・翻案等該当性を問題とする場面は区別されるべきか？

- ・学習に使用されたコンテンツの公表（←EU・AI法53条1項(d)）

3. その他：独占禁止法の役割（スライド44）

・「取引上の地位が相手方に優越しているインターネット検索事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、……」

従来の知的財産法（著作権法）と独禁法の交錯の典型的な場面：強い権利者 vs 市場

以上